

AMDB2.0 利用規約

日本下水道事業団が提供するアセットマネジメントデータベースシステム（以下「AMDB2.0」という。）を活用して地方公共団体の下水道施設に係る資産情報の管理を行う場合は、地方公共団体（以下「甲」という。）と日本下水道事業団（以下「乙」という。）とが締結する協定（以下「協定」という。）に定める事項とともに、この AMDB2.0 利用規約が適用されます。

（目的）

第1条 AMDB2.0 利用規約（以下「本利用規約」という。）は、AMDB2.0 の利用に関し、必要な事項を定めることを目的とします。

（用語の定義）

第2条 本利用規約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによります。

- 一 「アセットマネジメント」とは、費用対効果の高い下水道施設の維持管理を行うために、同施設の状態を客観的に把握及び評価し、中長期的な資産の状態を予測することにより下水道施設を計画的かつ、効率的に管理する方法をいいます。
- 二 「AMDB2.0」とは、地方公共団体が中長期的な視点に立った下水道経営を行っていくために、当該地方公共団体における下水道事業の資産をデータ化し、適切に把握及び評価するために開発されたものです。
再構築業務等に関するデータを汎用的に処理するシステムであり、施設台帳、資産台帳システム等の機能を持ちます。インターネットを通じて乙が管理運営するサーバにアクセスすることにより、これらの機能を利用することができます。
- 三 「ログインID」とは、AMDB2.0 の利用者を識別するために用いられる任意の文字列で、パスワードと組み合わせて使用されるものをいいます。
- 四 「パスワード」とは、ログインIDと組み合わせて AMDB2.0 の利用者を識別するために用いられる符号をいいます。

（AMDB2.0 の利用に当たって）

第3条 AMDB2.0 の利用に当たっては、甲と乙とが、協定を締結するものとし、甲は、協定の締結後に、AMDB2.0 を利用できるものとし、

- 2 AMDB2.0 を利用できる者は、甲の職員及び甲が認めた者（以下甲が認めた者を「認定利用者」という。）に限ります。
- 3 甲は、AMDB2.0 の利用に関する責任者（以下「利用責任者」という。）を乙に通知するものとし、AMDB2.0 の利用に関する乙との連絡・確認等は、原則として利用責任者を通じて行うものとします。
- 4 甲は、利用責任者に変更が生じた場合は、速やかに乙に通知するものとします。
- 5 本利用規約の実施のために制定される図書等については、本利用規約の一部を構成するもの

として甲及び認定利用者に適用されるものとします。

(甲及び認定利用者が利用できる機能並びに乙の業務内容)

第4条 甲及び認定利用者が利用できる機能並びに乙が実施する業務の内容は、次の各号の利用範囲に応じて定めるとおりとし、その利用範囲は協定で定めるものとします。

一 ベーシックプランを利用する場合

イ 甲及び認定利用者が AMDB2.0 で利用できる主な機能

- (1) 最低限の資産管理機能
- (2) データの登録・修正・閲覧 (ユーザ毎に利用可能範囲を決定)
- (3) 指定の様式による大量データの一括取込機能
- (4) 登録済データの Excel ファイル形式又は CSV ファイル形式での出力
- (5) 添付ファイルデータの保管
- (6) ユーザ管理機能
- (7) 複数端末からの同時接続

ロ 乙が実施する業務の内容

- (1) AMDB2.0 の保守 (バグ修正・バージョンアップ・ファイアーウォール・データ復旧・データバックアップ・バックアップデータの保管・災害等緊急時における保管データの提供等)
- (2) AMDB2.0 の取扱い等に関する問合せ対応 (原則、乙が指定する問合せフォームによります。)

二 スタンダードプランを利用する場合

イ 甲及び認定利用者が AMDB2.0 で利用できる主な機能

前号イに加え、以下の機能が利用可能です。

- (1) 契約情報や構成要素単位の情報の管理機能

ロ 乙が実施する業務の内容

前号ロと同じ

三 プレミアムプランを利用する場合

イ 甲及び認定利用者が AMDB2.0 で利用できる主な機能

前号イに加え、以下の機能が利用可能です。

- (1) 調査確認項目情報の管理機能及び健全度算出機能

ロ 乙が実施する業務の内容

前号ロと同じ

四 その他

前各号に定める利用範囲について、本利用規約に拠り難い場合は、別途協定において定めることとします。

(AMDB2.0 の利用時間)

第5条 AMDB2.0 の利用時間は、乙が定める「システム利用環境仕様書」によります。ただし、次

の各号に該当する場合は、AMDB2.0を必要な期間停止することがあり、さらに次の第二号以下に該当する場合は、甲への事前の通知を行うことなく、AMDB2.0の運用の停止、休止、中断又は制限を行うことができるものとします。

- 一 AMDB2.0の保守点検を行う場合
 - 二 AMDB2.0に障害が発生した場合
 - 三 AMDB2.0に接続している電気通信設備にやむを得ない障害が発生した場合
 - 四 第三者の故意又は過失によるAMDB2.0の不具合に対策を講じる必要がある場合
 - 五 電気通信事業者が電気通信役務の提供を行うことが困難になった場合
- 2 AMDB2.0の利用に関する問合せについては、乙が指定する問合せフォームにて受け付けします。この場合、甲は、乙が即時の回答を出来ないことがあることを承諾するものとします。
- 3 甲及び認定利用者からの問合せに対する回答時間は、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月28日から1月4日まで）、その他保守点検等で利用できない日を除く平日の10時から17時までとします。

（AMDB2.0の利用の停止又は制限）

第6条 乙は、甲又は認定利用者が本利用規約に反する行為をしたと認められる場合には、甲に対しAMDB2.0の利用を停止又は制限をすることができるものとします。

（甲及び認定利用者の設備等）

- 第7条** 甲及び認定利用者は、AMDB2.0を利用するために必要なハードウェア、ソフトウェア、通信機器及びその他の設備並びに通信環境については、甲及び認定利用者が、自己の費用負担と責任をもって調達及び接続することとします。
- 2 AMDB2.0を利用するための設備、通信環境等に係る種類、仕様、機能、性能等については、別途定める「システム利用環境仕様書」によります。
- 3 甲及び認定利用者が指定された設備、通信環境等を使用しない場合又はインターネット環境により、AMDB2.0を利用できないことがあります。
- 4 乙は、前項の設備、通信環境等に関して甲及び認定利用者が第三者と締結した契約及びこれらにより発生した障害、損害等については、一切責任を負いません。
- 5 甲及び認定利用者は、AMDB2.0の利用にあたり、自己が使用する機器についてセキュリティ対策に努めるものとします。

（ログインID及びパスワード）

- 第8条** 乙は、甲から通知を受けたメールアドレスを用いて、甲に対し、システム管理者権限を持つ自治体台帳管理責任者のログインID及びパスワードを1つのみ発行・通知します。
- 2 甲は、自治体台帳管理責任者のID及びパスワードの管理の責任を負うものとし、これらの情報を紛失した場合には、速やかに乙に届け出るものとします。
- 3 自治体台帳管理責任者のパスワードは、甲において定期的に変更することを推奨します。
- 4 甲は、自治体台帳管理責任者のログインID及びパスワードを自己以外の第三者に利用、貸

与、譲渡、名義変更及び売買させることはできないものとします。

- 5 自治体台帳管理責任者又は自治体台帳管理責任者と同等の権限を持つ自治体ユーザである自治体台帳管理責任者代理は、それ以外の甲の職員及び認定利用者ユーザに対し、ログインID及びパスワードを割り当てることができます。
- 6 前項により割り当てられたログインID及びパスワードについても、前2項ないし第4項の取り扱いを準用するものとします。
- 7 ログインID及びパスワードに関する問合せに関しては、乙が指定する問合せフォームにより回答するものとします。この場合、甲は、乙が即時の回答をできないことがあることを承諾するものとします。

(バックアップ)

- 第9条** AMDB2.0 に登録されたデータは、乙が毎日バックアップ作業を行い最低1年間保管します。なお、バックアップデータは、次のバックアップ作業を行う時まで乙が保存しておくものとし、バックアップ作業を行う都度、最新のデータで上書きするものとします。
- 2 乙は、前項のバックアップ作業以外のデータの保管、保存、バックアップ等に関して、一切責任を負わないものとします。

(禁止事項)

- 第10条** 甲及び認定利用者がAMDB2.0を利用するに当たり、次の各号に掲げる行為を禁止します。
- 一 AMDB2.0をデータベース以外の目的で利用すること。
 - 二 AMDB2.0の利用の権利を他人に譲渡すること。
 - 三 AMDB2.0に対し、不正にアクセスすること。
 - 四 AMDB2.0の管理運営を故意に妨害すること。
 - 五 AMDB2.0に対し、ウイルスに感染したファイルを故意に送信すること。
 - 六 AMDB2.0の改変、解析及び複製を行うこと。
 - 七 法令又は公序良俗に違反する行為又はそのおそれのある行為。
 - 八 その他AMDB2.0の運用に支障を及ぼす行為又はそのおそれのある行為。

(所有権)

- 第11条** 甲及び認定利用者がAMDB2.0に送信し、又は自己のアカウントに保存したデータ、情報及び資料、並びに乙が甲との協定に基づく業務としてAMDB2.0に保存し、甲に引き渡したデータ、情報及び資料については甲の所有に帰するものであり、乙の所有に帰することはありません。
- 2 乙は、甲を特定しない統計処理又はデータ等の解析に当該データ等を利用する場合は、甲の同意を得ることなく前項のデータ等を利用できるものとします。
 - 3 乙は、前項の目的以外で第1項のデータ等を利用する場合は、事前に甲の同意を得るものとします。

4 本利用規約に規定されているものを除き、AMDB2.0に含まれるコンテンツについては、AMDB2.0の利用によって甲に対しいかなる権利、資格及び権益も付与されるものではありません。

(著作権)

第12条 AMDB2.0が甲及び認定利用者に対し提供する一切のプログラム及びその他の著作物は、乙又はライセンサーが保有しており、国際著作権条約及び日本国の著作権関連法令によって保護されています。

(秘密保持)

第13条 甲及び認定利用者並びに乙は、AMDB2.0の利用及び提供に関して知り得た互いの秘密を第三者に漏洩しないものとします。ただし、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合はその限りではありません。

2 前項の規定は、協定終了後もその効力は消滅しません。

3 前各項の定めにかかわらず、甲及び乙は、秘密情報のうち法令の定めに基づき又は官公署からの要求により開示すべき情報について、当該法令の定めに基づく開示先又は当該官公署に対し開示することができるものとします。この場合、甲及び乙は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとします。

(個人情報の取扱い)

第14条 甲及び認定利用者並びに乙は、AMDB2.0の利用及び提供のため相手方より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報（「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）に定める「個人情報」をいう。以下同じ。）をAMDB2.0の利用及び提供を目的とする範囲内でのみ利用し、第三者に開示又は漏洩しないものとするとともに、個人情報に関してその保護に関することを含め関連法令を遵守するものとします。

2 前項の規定は、協定終了後もその効力は消滅しません。

(委託)

第15条 乙は、甲に対するAMDB2.0の提供に関して必要となる業務の全部又は一部を乙の判断により第三者に委託することができます。この場合、乙は、当該委託先に対し、第13条及び前条のほか当該委託業務遂行について、本利用規約に従わせるものとします。

(免責事項)

第16条 乙は、天災、火災、騒乱等の不可抗力、電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合又はその他乙の責に帰すべからざる事由により、本利用規約上の内容を履行できないときには、その責を免れます。

2 乙は、甲及び認定利用者がAMDB2.0を利用したことにより発生した相互の損害並びに甲及び認定利用者が第三者に与えた損害について、一切の責任を負わないものとします。

3 乙は、AMDB2.0の機能維持、拡充等に伴う運用の停止、休止、中断又は制限による甲の業務上

の支障について、一切の責任を負わないものとします。

(自己責任の原則)

第17条 甲及び認定利用者は、AMDB2.0の利用に伴い、自己の責に帰すべき事由で相互又は第三者に対して損害を与えた場合又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合については、自己の責任及び費用をもって処理し、解決するものとします。

2 甲及び認定利用者が AMDB2.0 の利用に伴い、相互又は第三者から損害を被った場合又は第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても、前項の規定を適用します。

3 AMDB2.0 を利用して甲及び認定利用者が提供又は伝送する情報については、甲の責任で提供されるものであり、乙はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとします。

(準拠法)

第18条 本利用規約の準拠法は、日本国の法令とします。

(本利用規約の変更)

第19条 乙は、必要がある場合は、甲との事前の協議を行うことなく、本利用規約を変更することができるものとします。

2 乙は、前項の変更を行う場合は、AMDB2.0 のログイン画面を通じて事前に周知するものとします。

(令和8年3月5日制定)